

生駒市条例第24号

生駒駅前北口第二地区再開発基金条例をここに公布する。

平成20年6月30日

生駒市長 山下 真

生駒駅前北口第二地区再開発基金条例

(設置)

第1条 生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業及びその関連事業を促進するための資金に充てるため、生駒駅前北口第二地区再開発基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 基金は、その資金を生駒市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理する。

(繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一

般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(生駒駅前市街地再開発事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)

2 生駒駅前市街地再開発事業促進基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成3年3月生駒市条例第6号）は、廃止する。